

弥富市で飲食店を始めたい方へ

支援金のご案内

弥富市の地域経済の活性化および賑わい創出を目的に
新たに飲食店等を創業する方に経費の一部を助成いたします。

支給額

50万円

＼ 申請するには？ /

STEP1

市役所または商工会にまず相談！
必要書類の説明や申請書をお渡しします

↓職員に確認をもらったら…

STEP2

商工会に書類を提出しましょう



＼ こんな方におすすめです /



お店を新規に
始めたい



もう1店舗
お店を始めたい



キッチンカーを
やってみたい

☎ 詳細は下記機関にご連絡ください

弥富市役所 建設部 産業振興課 (0567)65-1111
または 弥富市商工会 (0567)65-3100



弥富市飲食店等創業支援金

✓支援対象者

- ① 飲食店等を創業する個人又は法人
- ② 創業に要する経費が200万円以上(200万円以上の物件費用を新たに要した個人又は法人)であること
- ③ 弥富市商工会の会員であること。なお、移動販売車(キッチンカー)による支援対象者は、弥富市商工会キッチンカー委員会に属すること
- ④ 創業を開始してから3年以上継続して飲食店等を営む見込みである個人又は法人
- ⑤ 該当する住所地において納付すべき住民税に未納がない個人又は法人(法人の場合は代表者も含む。)
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き、または再生手続きを行っていない個人又は法人
- ⑦ 愛知県暴力団排除条例(平成22年条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者であり、また規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が事実上関与していない個人又は法人
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項から第13項に規定する風俗営業に該当しない創業である個人又は法人
- ⑨ 公序良俗に反しない事業である個人又は法人
- ⑩ その他市長が適切と認める個人又は法人

✓対象経費

- ① 店舗用地取得費用
- ② 店舗の取得、増改築費用
- ③ 移動販売車の車両購入・改装費用
- ④ 設備・備品購入費用(取得価額が10万円以上のもの)

✓支援金額 支援金の交付額は、支援対象者1事業所につき50万円とし、1回限りとする。

✓必要書類

- ① 3年間の事業計画書(第2号様式)
- ② 誓約書兼同意書(第3号様式)
- ③ 住民票の写し(個人の場合)
- ④ 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)
- ⑤ 飲食店営業許可証の写し
- ⑥ 創業場所及び車両保管場所の位置図(縮尺=1/2,500)
- ⑦ 創業物件の平面図・立面図
- ⑧ 創業物件及び車両の完成写真(2方面からの内装及び外装)
- ⑨ 自動車検査証の写し(移動販売車の場合)
- ⑩ 創業に要した経費が確認できる支払明細書及び領収書の写し
- ⑪ 申請者と同一名義の振込先の口座のわかる通帳の写し
- ⑫ 店舗等が賃貸物件の場合は賃貸契約書の写し
- ⑬ 住民税の未納がないとする証明書

弥富市役所 建設部 産業振興課
弥富市商工会

(0567)65-1111
(0567)65-3100